



(9) 火災関係
(保険、賠償、その他を含む)
鹿の湯関係

RH'-0011



電信寫

250.1

昭和二一 二二六 平 札幌 一月十二日(五)發
本省 十二月二十五日(四)着
兒玉 總裁
第一四號 石井事務局長

進駐軍使用建物火災ニ關スル件)
貴電第一一號ニ關シ
進駐軍ノ過失ニ依リ火災燒失セル家屋ニ對スル補給金ノ支拂ハ何
等問題ナキモナリヤ(了)

記帳券

外務省

電信寫

94.3.2.7

昭和二一 八九九九 平 大分 十二月廿七日(五)發 結設
本省 廿八日(一)着
吉田 總裁 渡邊出張所長

(接收家屋の保険に關する件)
本官發九州終速宛電報第一八號
貴電第一一三號に關シ
總裁宛拙信第二一號の接收家屋は火災保險なし
中央終速に轉電した
配付先 文、電、絡設部長、絡秘、絡設庶、營、經

(了)

不要記

外務省

RH'-0011



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

慶安子(口頭にて話合す)

進駐軍接收建物の大災保険に関する件
昭和二十二年一月七日附絡設経合第七四七番資信に関する件
當地現場視察の為係官を派遣願いたい

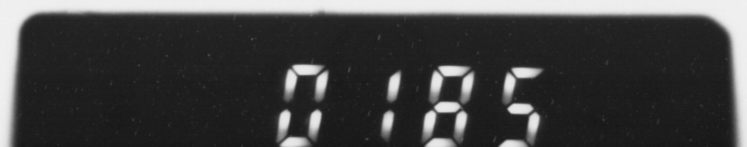
終戦連絡中央事務局
吉田總裁 殿

終戦連絡中央事務局厚木出張所
新長 今井重夫

厚木普第四辨
昭和二十二年一月十日

發信用執務用		主信		甲		乙		丙		丁		備考	
		附										H. 2. 1. 10	
公文書案		名件		先付送寫		名人信受		管主		文書課發送日		文書課長	
第一為你官		進駐軍接收建物大災保險に関する件				終戦連絡中央事務局 總裁		普通密 第四號		昭和二十二年一月十日附		淨書	
派遺・預		昭和二十二年一月七日附絡設経合第七四七番資信に関する件 當地現場視察				總裁		任主		昭和二十二年一月八日起草		正校(原稿) (淨書)	
外務省		名件録記		名人信發		新長						28.4.5	

RH'-0011



電信寫

74301

昭和二十二年 一月二十三日 平

札幌 二月二十六日 一三二二 發 絡設
本省 二十六日 一三三〇 着

吉田 總裁

吉田 武内事務局長

第七七號

(接收家屋焼失に關する件)

一 接收家屋 (H・K・D・A・三七二) 札幌郡豊平町月寒、稻葉
所有住宅は一月二十七日 (H・K・D・A・三四七) 同町定山
溪カネカワ所有シカノユクラブは二月十四日何れも火災により
焼失した

二 當局においては右二件につきコンファIRMING・デマンドを發
出させることにより補償の途を開くべく軍政部と交渉中ではあ
るが右發出については軍政部においては難色あり補償は所有者
と日本政府との話合によるべきものであるかの如く述べられて
るが目下未決定の様子である

外務省

42.1.01

一九五二年 平 昭和廿二年 一月二十一日 一七時〇〇分 發 絡設

終連東北事務局

終連總裁

第九号 (至急)

(調達住宅に對する火災保險に關する件)

被調達住宅に對する火災保險に關する現行の取扱振左の通り
一 接收住宅に關しては原所有者 (日本人) において契約をなし
保險料は賃貸料中よりこれを支拂う。

二 新築住宅は調達解除後は当然國有財産となるからこれには火
災保險はかけない建前である。

(了)

外務省

電信寫

74301

昭和二十一年二月二十六日 一三三〇發 終設
 本省 二十七日 一四四〇着

吉田總裁
 第七八號

(接收家屋燒失に關する件)

往電第七七號に關し

右往電に對する回電未だ接到せぬが稻葉 コド 住宅 (H K D A 三七
 二ノA) については師團司令部よりレマークスの欄に、建物火災
 により完全燒失と書き込んだM G P フォーム七のプロキユアメ
 ント、レリースを垂らし當方の署名を求めてゐる右レマークスの
 みで損害補償の點については留保をした上で署名をすべきもので
 あるかフォームへの署名趣期しつつあるかについては至急御回電を
 得たい。なお本件は往電第七七號の鹿の湯クラブの話題についての
 テストケースでもあり慎重に取り扱いたい。(丁)

配布先 文、電、次長、絡總、絡設部長、絡設、絡設總、絡設

外務省

燒失建物の價格の見積りにつき稻葉は一六七〇二五圓、カネカ
 は三四六〇八七〇圓と述べておりこの價格については別に
 客觀的に評價委員會をして決定させるとしても何れも時價と
 しては極めて高價のものとなり何等か補償の方法を講ずる必要
 ありと認められる勿論所有者は火災保險を附しこの様な場合に
 備へるべきであらうか時價一杯に保險を附することは會費料が
 極めて低廉な今日求め得られない、については本件の如き場合に
 對する中央の原則的御方針を本件處理に對する具體的御指示と
 ともに至急電報ありたい(了)

配布先 文、電、次長、絡總部長、絡設部長、絡秘、絡設總
 絡設庶、營、經

RH'-0011



RH'-0011

(分類 H2.1.0.1)

理保係

電送第 013 號	主管 改定局長
昭和二十二年五月二十六日 時分發	主任 総務課長
宛 紅彦 知事	昭和二十二年五月
件名 繪原工場焼失建初補償 請求に因りて	發 出 表
記録件名	

三月十八日附兵衛中三九〇号に關し
 現社に於て
 破産上は焼失家屋に對して補償を為し得ないを以て
 請求ありを以て尙本年三月七日附総務令中三〇七号

26 09

起

電信寫

外機密

74301

第五二號

札幌事務局長

總裁

（接收家屋の焼失に關する件）

貴電第七七號及び第七八號に關し
 接收家屋の焼失による損失補償については賃貸料の中に含められた保険料によつて既に支拂はれて居る。
 忽論低額の賃貸料では時價をカバーし得ない事は所有者に對しては氣の毒であるが一月十七日附総務令第五八號による見舞金のほか現在の處救済の途がない。
 なおプロキユアメント・レリースの署名はそれによつて損害補償の責任を負うものではないから署名されて差し支えない。

記帳済

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0109

三月十日 附島 尚方三九〇号 号五拾七 拾拾五
燒 出 建 物 補 修 工 事 申 請 書
す べ 之 町 田 答 へ 接 せ 申 書 申 上 せ 申 書
所 申 書 申 上 せ 接 せ 申 書 申 上 せ 申 書
答 謝 書 申 上 せ 申 書

田 田 田 田 田

島 田 家

RH'-0011

0191

電信寫

H-2101

昭和二二

三〇〇二

平

札幌

六月三日

六日

電

芦田 總 監

第一七八号 (幸便)

(麻の湯クラブの件)

在電第七七号に關し、
 麻の湯クラブホテルは米朝より完全焼失とのレマールを附して正
 式返還になり三日所有者金川がサインをした。賃料が安く従つ
 て充分の火災保険を附し得なかつた事情はかねて御承知の通りで
 あつて左の三點についてこの際改めて是非再新築の上救済方御記
 慮を願う。
 (1) 運物が使用中損害を受けた際にはコンファIRMING、デマンド
 により修繕費が支出せられる以上火災焼失の際にも補償金の支
 出可能ならずや

外務省

RH'-0011

0192

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

112101

昭和二十二年四月六日 平

札幌 七月三十日〇九四〇發 絡設
本省 三十日一三三七着

芦田 絡設

武内北海道事務局長

第三四号

(連合國軍接收土地建物及び同建物内残置物件
賣收に関する件)

絡設経合第五六七号にて連合國軍接收土地建物及び同建物内の残置物件賣收に関する件中接收家屋が焼失した場合焼失した額及び住宅は右により保証されるものと解するが差支えないか至急回電
請り (丁)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡総総、絡設総、業、経

外務省

(2)所有者はこれにて生業を奪われた次第であつて、ホテル再建に
ついて無慮しているから補償不可能なれば戦災復興院より建築
(一〇〇坪以下にても可)許可特別發給方御斡旋願度(丁)
配布先 文、電、絡設部長、絡秘、絡総総、絡設総、業、経

分類 H'0.0.0.3

電 信 案	日本側の権威ある調査報告を入手した	米側に対し補償申請が提出されたが本件に因	活水高せの火災による損害につき同校長から	第	電送第 20925 號	主管	議
					昭和 22 年 9 月 17 日 時 分 發	主任	議
外 務 省	17 14	至急	件名	宛	記録件名	發	昭和 22 年 9 月 16 日 起草
			活水高せ損害報告の件	長崎縣知事		總裁	

電信課長

發電係

17 14

H'2.0.1

一八四七三 平 昭和二十二年八月十一日 〇時三〇分發 終設
終戰連絡
北海道事務局長
第一八八号
菅 田 總 裁

一 接收建物の焼失補償に関する件一
貴電第三四号に關して焼失家屋自体については接收解除の建物の
原状回復費と同様現在補償の途はないが残存物件については建物
接收のFDにカバーされ且つ焼失が確認出来るものは本要綱を遵
用して差支ない。

記帳済

RH'-0011

0194

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

17/2/04

和一二 五五四二 平 札幌 十月八日一八五九 締設
五五四四 本省 九日〇八三〇 着
武内事務局長

第二九八号
往電第七七号及第一七八号の件
田総裁一を被告として札幌地方裁判所に損害賠償請求の民事訴訟
一期日呼出状及び答弁書催告状一を当局あてに送付し右は八日
當局あてに到着した
右訴状によれば湯クラブは米第八軍第六スベシアル、サ
ビス中隊第二ブラウトゥリンによりレスト・キャンとして使用
せられ日本人従業員一五〇名は日本政府たる被告に雇より起
れその監督に服するものにして火災は従業員の過失により起
結局監督者たる被告の責任に帰すべきものであり賃借契約結
了したるも賃借物件の返還をなすべき義務を履行すること不可
能となつたので右義務不履行による損害総額三六三五六、七〇
〇円の内一千万円を請求するとの趣旨である
また前記呼出状及び催告状によれば口答弁書期日は十一月四
日、答弁書提出期限は十月十三日となつてゐる

外務省

三 ついては期日の關係もあり本訴訟に対する中央の意圖及び当方
心を得べき事項折返し電報あるとともに適當の弁護士に事件取
扱の依頼方御取計の相成りたい(了)
配布先 文、電、総裁、次長、絡給、設部長、給秘書、絡給
総、絡設、総、業、絡給

RH'-0011

0195

電信寫

H2101

總番 二二八九一

符號 平

昭和廿二年 十月十三日 十時二十分

主 絡 股 管 経

北海道事務局長 殿
第二三三三号

吉田 総 裁

鹿の湯クラブに関する件

貴電第二九八号に關し
鹿の湯クラブの付録火原因調査員賃貸借契約書并訴訟の各写件を
他関係書類至急御送付願いたい
また答辯書提出期限の延期方申入れられたい。

外 務 省

(分類 H2101)

(票 合 照)

第 一 號

昭和二十二年十月十日

發信者 總裁

記録件名

受信者 大隈事務局長

件名 接收モーターボート焼失に関する件

原書 H2101 運合軍の海運書類ニ在リ

雜件

RH'-0011

0197

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

H'2, 1.0.1

昭和二二 六一一二 平 札幌 十一月十五日 武内事務局長
十六日 〇五 着

芦田 総 裁
第三五九号

(接收家屋の全焼に関する件)

P J H K D A 第一五二〇号で接收されていた当市北一條至二二五
齊藤甚之助所有家屋は家族住宅として使用されていたが十月十五
日火災に依り全焼した旨十一月十三日同廳から正式に通達があつ
た警察側その他の報告書は郵送す

(了)

配布先 文、電、絡設部長、絡秘書、絡総総、絡設総、業、経、
労

外務省

電信寫

H'2/01

昭和二二 六二五五 平 札幌 十一月二十四日 一七 一五 発 絡設
本省 二十五日 〇五 一五 着

芦田 総 裁
第三六八号

(鹿の湯クラブ民事訴訟に関する件)

貴電第二五一号に關し
地檢弁護士のため十二月八日より二週間当地旅館に宿泊を予約し
た來札の期日確定次第至急同電請う (了)

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡祕、絡総総、絡設総、
業、経、労

外務省

RH'-0011

0201

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

電信寫

H. 21
2101

昭和二十二年十二月三日 十六時三十分 發 絡設
本省 四日 十六時着
武内事務局長

菅田總裁
第三七八号

一鹿の湯クラブ民事訴訟に関する件
往電第三六八号に關し

弁論期日(十二月九日)も近ずき又旅館予約の關係もあり弁護
士來札の期日至急回電ありたい。

配布先 文、電、次長、絡設部長、絡秘、絡総総、絡設総、
絡管部長氣付武内局長

外務省

電信寫

2101
H. 2101

總符 番二五八七四 昭 和 廿 二 年 十 二 月 五 日 九 時 五 〇 分
號 平 昭 和 廿 二 年 十 二 月 五 日 九 時 五 〇 分 主 絡 秘 管

終裁連絡
北海道事務局長

菅田 總裁

第二七〇号

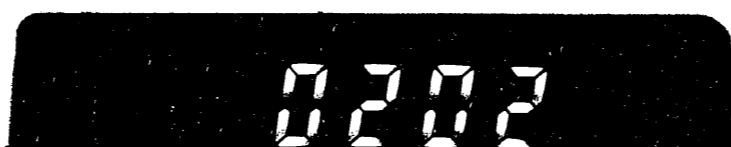
(工富弁護士出發の件)

貴電第三七八号に關し

工富弁護士五日夜九時上野発、八日朝貴地替の予定に付、宜敷御
願ひする

外務省

RH'-0011



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

特調

H'2. 1. 0. 1

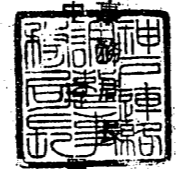
神連本第一四〇號
昭和廿五年四月廿五日

外務大臣 吉田 茂 殿

占領軍接收^{オクリ}エンタル・ホテル焼失に關する件

市内生田區北野町四丁目九四番地所在オリエンタル・ホテル（川崎重工業株式會社所有）は終戰直後占領軍に接收せられ、神戸基地司令部の將校、軍屬宿舍として使用せられていたが、四月廿二日午前零時四十分頃本館正面階下附近より出火、急報によつて日米兩消防隊及び警察隊がかけつけ、必死に消火につとめたが火の廻り極めて早く、約三十分後には完全に火に包まれ

神戸連絡調整事務局長 田



連
地方局長

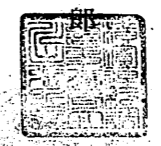
文書 25. 4. 28

記帳済

立連合第三三號 昭和二十三年四月十七日			
横濱連絡調整事務局 立川出張所長 松本儀			
進駐軍關係火災事故報告の件 管内進駐軍建物より發生した火災事故一件左記の通り報告する。			
發生日時 三月二十七日 午後二時二十二分	原因 電燈配線の短絡	焼失建物 木造平屋 兵員宿舍 八四坪	損害見積額 九〇〇〇〇圓
		部隊名 北多摩郡昭和町郷地 立川基地 (元陸軍航空廠)	

進駐軍關係火災事故報告の件
管内進駐軍建物より發生した火災事故一件左記の通り報告する。

連絡調整中央事務局
第二部長 柴田 殿



横濱連絡調整事務局立川出張所

同三時半全焼するに至つた。
原因、損害等については未詳であるが神戸基地司令部P・J・
Oでは同日午前十時右火災について左記の通り公表した。
なお、當局では早速同基地司令官W・A・コリアー大佐を訪
れ、見舞並びに罹災者に對する弔意と同情の念を申述べたが、
吉川兵庫縣副知事（岸田知事上京不在）、官客神戸商工會議所
會頭も夫々相次いで同基地司令官を見舞つた。
右御参考までに報告する。

記

廿二日午前零時四十分神戸市生田區北野町四丁目神戸ベニス將
校、軍屬宿舍オリエンタル・ホテルから出火、直ちに第五四六
消防中隊及び日本側消防隊がかつけ、消火につとめたが火の
まわり早く、三十分後には完全に火に包まれ、同三時半建物を
全焼して鎮火した。同夜同ホテル宿泊者は將校、軍屬など四十

連絡調整事務局

六名中四十一名だったが同日午前七時一死体を発見したほか、
男子將校二名が行方不明で、重傷者四名を出し、將校二名、第
八病院陸軍看護婦二名、アメリカ人使用人一名、日本人ハウス
ホーイ一名が輕傷を負つた。他の宿泊者は一時富士ホテル、第
八病院ほか神戸ベニス關係の宿舍にそれぞれ割當てられたが、
火災は同ホテルだけに止まり、附近の家屋は類焼を免れた。

本信寫送付先 横濱連絡調整事務局長

近畿

京都

關東

連絡調整事務局

RH'-0011

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

No. 15		發信用執務用	
主信	1	0	
附甲	2082		
乙			
丙			
丁			
備考			No. 15

公文案	書在別添轉送する。	外務省	連合軍接收施設に於ける火災發生の件	先付送寫	受人信	連整 第八六號	主	文書課發送日	昭和三十五年八月九日
				名件録記	名人信發	昭和三十五年八月七日	管	昭和三十五年八月九日	
			東伴(園)より系都府總務部長よりの報告		特別調査隊 隊長	昭和三十五年八月七日	連終局長	昭和三十五年八月九日	
						附屬あり		別紙	

RH'-0011

